

第6章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「(仮称) 圏央鶴ヶ島インターインテグレーティング東側地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1. 事業計画について

(1) 全般的な事項

- 1) 事業計画の策定に当たっては、平成22年度に県が実施した戦略的環境影響評価を尊重すること。また、関係機関と協議の上、各種行政計画との整合を図ること。
- 2) 事業計画については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に十分に配慮した内容とし、環境負荷が低減される工事工程を検討の上、具体的な土地利用計画を定めること。

2. 調査、予測及び評価について

(1) 全般的な事項

調査計画書では、立地予定企業の業種を製造業、研究開発施設としているが、立地予定企業の事業内容については、できる限り具体的に想定したうえで調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 土 壤

計画地の土地利用の状況において、農業大学校跡地という現況に鑑みて地歴調査を行い、土壤汚染のおそれがある場合は、その地点において土壤に係る有害項目を追加し、調査すること。

(3) 動物、植物、生態系

戦略的環境影響評価実施時における調査結果とあわせて、農業大学校関係者から聞き取りを行い、農業大学校閉校以前に計画地に存在した可能性のある動物及び植物を把握したうえで調査、予測及び評価を行うこと。

3. 環境保全措置について

(1) 水 象

計画地内に遊水池や水路が存在することから、事業の実施による計画地内及び周辺地域の水象への影響に配慮し、地下水の涵養及び湧水の保全に努めること。

(2) 動物、植物、生態系

計画地内には雑木林、遊水池及び水路が存在し、多様な動物や植物が生息している可能性が高い。

動物及び植物に関する調査、予測及び評価結果を踏まえ、生態系に配慮した緑地計画と植生管理を事業計画に組み入れ、雑木林を中心とした自然環境の保全に努めること。

(3) 埋蔵文化財

計画地の北端部には神明遺跡があり、湧水の存在など計画地の地形等を考慮すると遺跡以外の場所にも埋蔵文化財が存在する可能性が高い。関係機関と協議の上、調査を行い、埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。